

第1回民間資金等活用事業推進委員会 議事録

内閣総理大臣官房内政審議室
民間資金等活用事業推進室

第1回民間資金等活用事業推進委員会議事次第

日 時： 平成 11 年 10 月 8 日（金） 10:40 ~ 11:45

場 所： 内閣総理大臣官邸大客間

- 1 . 開会
- 2 . 委員紹介
- 3 . 委員長互選
- 4 . 内閣総理大臣あいさつ
- 5 . 委員長あいさつ
- 6 . 委員長代理の指名
- 7 . 経緯の説明
- 8 . 委員会議事規則の決定
- 9 . 民間事業者等の提出意見の取扱い
- 10 . 部会の設置、部会に属する委員・専門委員の指名、部会長の指名
- 11 . 今後の進め方について
- 12 . 意見交換
- 13 . 閉会

出席者

飯田委員、奥野委員、小幡委員、高橋委員、西野委員、原委員、樋口委員、前田委員、山内委員、
有岡専門委員、植田専門委員、廣實専門委員、藤井専門委員、光多専門委員、美原専門委員、宮脇専門委員、矢野専門委員、山下専門委員
小淵内閣総理大臣、古川内閣官房副長官、竹島内閣内政審議室長、白須内政審議室民間資金等活用事業推進室長

竹島内閣内政審議室長 本日は大変御多忙の中お越しいただきましてありがとうございます。ただ今から第1回民間資金等活用事業推進委員会を開催させていただきます。私、内閣内政審議室長の竹島と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この後、委員長が互選されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。

本来でありますと、委員の先生方から自己紹介をいただくべきところでございますが、お時間の関係がございますので、恐れ入りますが資料1の1ページ目に9名の先生方のお名前、2ページ目に専門委員10名の先生方のお名前が載っておりますので、これを持ちまして御紹介に代えさせていただきたいというふうに思います。なお、専門委員10名の先生方の中で3番目の鶴崎神戸市産業振興局長は今日公務のために御欠席でございますが、それ以外の先生方、皆さん御出席でございます。

それでは、早速でございますけれども、委員長の互選に入らせていただきたいと思います。民間資金等活用事業推進委員会令第2条第1項の規定によりまして、委員の皆様方の互選によりまして、委員長をお決めいただくということになっております。委員長に適当な方につきまして、御提案がございましたらお願い申し上げたいと存じます。

A委員 大変僭越でございますけれども、各方面で幅広く活躍されておりますし、PFIについても精通されておられます樋口委員にお願いすることを提案させていただきたいと思えます。

竹島内政室長 ただ今、A委員から樋口委員に委員長になっていただければいかがという御提案がございましたけれども、皆様方いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

竹島内政室長 ありがとうございます。それでは、委員各位の互選によりまして、樋口委員を委員長にということで選出されましたので、これからは樋口委員長、恐れ入りますが席をお移りいただきまして、議事をよろしくお願い申し上げます。

樋口委員長 ただいま、A委員から御推薦いただき、精通しているというお言葉をいただいたけれども、そんなに精通しているわけではありませんが、精通しようと努力いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これから私の方から進行させていただきたいと思えますが、まもなく小淵内閣総理大臣がお見えになるとのことでございます。また、報道関係者が入場されますので、しばらくお待ちください。

(報道関係者入室)

(小淵内閣総理大臣入室)

樋口委員長 それでは、小淵内閣総理大臣においでいただきましたので、総理からごあいさつをお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

小淵内閣総理大臣 民間資金等活用事業推進委員会の発足に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、各界での御活躍の皆様方が、本委員会の委員をお引き受けくださいましたことに
対し深く感謝申し上げます。今後、中長期的に投資余力の減少が見込まれ、また国、地方
公共団体の財政は非常に厳しい状況にあります。こうした中、民間の資金、経営能力及び
技術的能力を活用して、効率的かつ効果的に社会資本整備を行おうとするP F I事業を推
進することは非常に重要なことであると考えております。現にP F Iに対する各方面の関
心、期待は非常に高まりを見せているところであると承知をいたしております。

先の国会でP F I法が制定され、我が国でも本格的にP F Iを推進する基盤が整えられ
たところでございます。今後P F I法に基づき基本方針を策定し、これにのっとり国、
地方公共団体等がP F I事業を進めていくこととなります。

つきましては、早速ではございますが、本委員会におきまして、基本方針についての調
査審議をお願いしたいと考えております。P F Iに基づく効率的、効果的な社会資本整備
の推進を通じ、新たな官と民とのパートナーシップを確立していくためにも、皆様方の御
尽力を切にお願いいたしまして、私のあいさつといたします。

樋口委員長 総理どうもありがとうございました。

それでは、私からも一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

この度、民間資金等活用事業推進委員会の委員長という大役を務めさせていただくこと
になりました。就任に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

P F Iの推進につきましては、これまでも経済企画庁のP F I推進研究会の座長を務め
るなど大きな関心を持ってまいりました。今般P F I法に基づいて設置されました本委員
会において、委員長としてP F Iの推進に必要な調査審議に参画することに重責を感じま
すとともに、新しい社会への変革を目指した仕事であると考えまして、大きなやりがい
を見出しているわけでございます。

既にP F I事業の実施に向けて検討を進めている地方公共団体もあるやに伺っておりま
す。私といたしましてもP F Iの実現に向け、条件を整えるため、できるだけ早期に基本
方針についての調査審議を進めていきたいと考えております。

当面、短期間に密度の高い調査審議を行うこととなりますが、委員の皆様のお協力を得
まして職責を果たしてまいりたいと存じますので、よろしくようお願い申し上げます。
よろしくようお願い申し上げます。

(報道関係者退室)

樋口委員長 小淵総理大臣におかれましては、皆さん御案内のように公務が非常に御多
忙でございますので、誠に残念でございますがここで退室されます。ありがとうございました。

小淵内閣総理大臣 よろしくようお願いいたします。

(小淵内閣総理大臣退室)

樋口委員長 続きまして、民間資金等活用事業推進委員会令第2条第3項の規定により
ますと、委員長が委員長代理をあらかじめ指名することとなっておりますので、私から指

名させていただきます。

委員長代理は西野委員にお願いしたいと存じますが、よろしくお願いいたします。

西野委員 よろしくお願いいたします。

樋口委員長 西野委員、よろしくお願いいたします。

次に本委員会の事務方の御紹介をお願いいたします。白須室長お願いいたします。

白須民間資金等活用事業推進室長 総理府の内政審議室 P F I 推進室長を拝命いたしました白須でございます。今後私どもの推進室におきまして、当委員会の事務方を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

樋口委員長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

さて、本日は本委員会の初めての会合でございますので、まず、これまでの経緯等について事務方からの御説明をお願い申し上げたいと思います。白須室長お願いします。

白須室長 お手元の資料に資料 2 というのがございます。それに基づきまして御説明させていただきます。失礼でございますが座らせていただきます。

P F I 関係の経緯でございますが、既に皆様方十分御承知と存じますが、特にこの直近のものにつきまして整理をさせていただいております。

御承知のとおり P F I 法につきましては本年の 7 月に可決、成立したわけでございますが、この直近の経緯といたしましては、平成 9 年におきまして通産省、あるいは建設省におきまして、それぞれこれらの関係の研究会を設置なさっておられます。また、11 月の緊急経済対策におきまして、P F I 関係につきましての文言が盛り込まれているところでございます。

平成 10 年でございますが、国会などにおきまして、この P F I 関係の検討がなされまして、5 月には 142 回通常国会に P F I 法の当初案が提出されてごらんのとおり審議の経過になっております。

他方、政府におきましては、全総また総合経済対策等に P F I につきましてそれぞれ取り上げられておりますほか、建設省、通産省等の研究会の報告などが公表されているところでございます。

また、同年中に P F I 関係の関係省庁の連絡会議の準備会合というものを設置をいたしているところでございます。この連絡会議につきましては、後ほど申し上げますが、法案が成立いたしました段階におきまして、連絡会議そのものを発足させていただいているところでございます。

また、昨年 9 月に経済企画庁に「P F I 推進研究会」を設置いたしまして、樋口委員長に座長になっていただきまして御検討を進めていただいたところでございます。

本年になりまして、6 月衆議院の建設委員会で、P F I 法の当初案、議員提案でございますが、これが撤回されまして、新案が討議され委員会提案という形で可決をされたところでございます。この新案につきましては、6 月に衆議院本会議、7 月に参議院本会議で可決、成立しているところございまして、去る 9 月 24 日に施行させていただいております。

他方、言わば政府サイドにおきましては、本年1月経企庁の研究会におきまして、中間取りまとめをいただきました。また、法案の成立を受けまして、8月には同研究会の報告書の公表があったところでございます。同じく8月、私どものPFI推進室が総理府内政審議室に設置されたところでございますとともに、関係省庁連絡会議を正式に発足させたところでございます。

以上が簡単ではございますが、本件の経緯でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。

続いて、民間資金等活用事業推進委員会規則についてお諮りしたいと思います。白須室長、よろしく申し上げます。

白須室長 では、お手元の資料3「民間資金等活用事業推進委員会規則第1号」ということで、その議事規則の原案をお示しいたしてございます。簡単に御説明させていただきます。

第1条は当然ながら「委員会は、委員長が招集する」ということでございます。

第2条といたしましては、基本的に半数以上の委員の出席、かつ出席者の過半数をもって決しまして、同数のときは委員長の決するところということでございます。

「委員長代理」につきましては、委員長に事故がある場合には委員代理を委員長とみなすということでございます。

第4条でございますが、「専門委員は、委員長の求めに応じ、委員会に出席して意見を述べることができる」ということになっておりまして、これは専門委員の方々、委員会本来のメンバーではございませんが、委員会そのものを開くときにおきましても、委員長の求めるところによりまして、委員会に出席して御意見をいただくという形でございます。このような形の委員会を拡大委員会というような言い方をいたしておるところでございます。

第6条が重要でございます。「公表等」でございます。御承知のとおり審議会等の議事などの公表につきましては、これをできるだけ公表、公開していくということでございます。

まず、第6条第1項におきまして「委員会の終了後、委員長又は委員長の指名する者が、必要に応じて、記者会見を行って議事内容を説明する」ということでございます。

第2項といたしまして、「速やかに議事概要」、これはいろいろ御発言の内容等々ございますので、発言者名はなしということでこれを「作成し、公表する」ということを示しております。

第3項の議事録でございますが、同じく発言者名なしでございますが、これにつきましても、「作成後これを公表する」ということでございます。当然ながら議事概要の方は比較的速やかに作成いたしまして、公表ということでございます。議事録につきましては、若干のお時間をいただくということになろうかと存じます。

第4項といたしまして、「委員会の資料については、審議の途中にあるものその他公開

することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると委員長が認めるものを除き、公開するものとする」ということでございます。

第5項におきましては、インターネットによりまして、これらの公表等につきまして「国民の方々の広く入手を可能とするよう配慮する」というような規定をいたしております。

第7条は「部会」でございますが、部会につきまして招集、また過半数による決定、部会長代理、資料の公表等につきまして、委員会と同様の準用規定を置いているところでございます。

なお、このほか必要な事項は委員長が定めるということといたしております。

施行につきましては、空けてございますが、本日からお願いを申し上げたいというふうに考えているところでございます。

樋口委員長 ただ今の御説明について、御意見、御質問はございますか。第7条はるる書いてありますが、よろしいですか。

それでは、特段の御意見がなければ、民間資金等活用事業推進委員会議事規則については原案どおりでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

樋口委員長 ありがとうございます。それでは原案とおりとさせていただきます。

なお、議事の公表等につきましては、この会合の冒頭にさかのぼって適用いたしますので御了承願います。

次に、民間事業者等提出意見の取扱いについてお諮りしたいと思います。事務方から御説明をちょうだいしたいと思います。

白須室長 では、資料4に基づきまして御説明申し上げます。

これは1にございますが、このPFI法第21条第3項によりまして、民間事業者等からこの委員会に対しましていろんな意見、駆け込み寺というようなお話もございましたが、そのような意見をこの委員会に提出できることとなっておりますところでございます。

したがって、民間事業者等から民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等に関する意見を受け付ける」ということが最初でございます。

以下、当然のことでございますが、意見の提出は、書面による。ただし、ファクシミリ又は電子メールも書面とみなすと。意見につきましては、私どものPFI推進室におきまして、言わば物理的に受け付けをさせていただくということでございます。

委員会が必要があると認めましたときには、提出意見につきましては調査を行うこととしております。

また、第5項で関係行政機関の長に対して当該意見を送付することといたしております。

第6項におきまして、委員会は意見を提出した者が自己の氏名等を秘密にすることを希望した場合、あるいは事案の性質によりまして委員会そのものが、内容の一部を関係行政機関に対して秘匿することが適当といった場合には、この当該希望あるいは委員会の認めたとところにかかります事項につきましては、秘密を保持するように努めなければならない

ということでございます。

なお、その他必要な事項がございますれば、委員長が定めるということにいたしているところでございます。

以上でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。ただ今の白須室長からの御説明について御意見、御質問ございますか、よろしゅうございますか。

では、特段の御意見がないようでございますから、民間事業者等からの意見提出の取扱いについては原案どおりでよろしいでしょうか。

(異議なしと声あり)

樋口委員長 ありがとうございます。原案どおりとさせていただきます。

続きまして、部会の設置についてお諮り申し上げます。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第22条第3項の規定によりますと、委員会に必要な応じ部会をおくことができることとなっております。部会の設置について白須室長から案の説明をお願いしたいと思います。

白須室長 では、資料5に基づきまして御説明をさせていただきます。部会の設置についてでございます。

1にございますが、この法律第22条第3項の規定に基づきまして、次の部会を置くということございまして、一つが「事業推進部会」、もう一つが「評価基準部会」ということでございます。

2といたしまして、事業推進部会におきましては、PFI事業の推進のために必要な措置、制度等に関します調査審議を行うということでございます。

評価基準部会におきまして、この特定事業、つまりPFI事業の現実的対象となる事業でございますが、この選定及び民間事業者の選定に係る客観的な評価基準に関する通則的な事項などにつきまして調査審議を行うということでございます。

4項といたしまして、「なお、各部会には、当該部会に属さない委員又は専門委員も、随時、出席することができるものとする」と、このように規定をいたしております。

以上でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。ただ今の御説明について御意見、御質問ございますか。よろしゅうございますか。

特段の御意見がなければ部会の設置について原案どおりでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」声あり)

樋口委員長 ありがとうございます。それでは、原案どおりとさせていただきます。

さて、民間資金等活用事業推進委員会令第4条第1項の規定により、部会に属すべき委員及び専門委員は委員長が指名することとなっております。ただいま、事務方から名簿を配付させていただきます。お願いいたします。

各部会には名簿に記載いたしました委員、専門委員の方に御参加いただきたいと存じま

す。

また、事業推進部会については西野委員に、評価基準部会については山内委員にそれぞれ部会長をお願いしたいと存じます。各委員、専門委員の方々にはよろしくお願い申し上げます。

先ほど総理からも基本方針についての検討をお願いされたところでございますが、基本方針はPFI事業の推進の根幹を成すものでございまして、私としましても早急に検討しなければならないものと考えております。そこで、本委員会における今後の具体的な検討の進め方についてお諮りいたします。白須室長から御説明をお願いいたします。

白須室長 では、資料6に基づきまして御説明をさせていただきます。

1枚紙でございますが、初めに「第1回PFI推進委員会(拡大)」とございますが、本日お開きいただいているところでございます。

次でございますが、一般の方々からインターネットを利用して意見を募集するでございます。本日インターネットによりホームページを開設いたしまして、約一か月ほど一般の方々からの御意見を受け付けるということにさせていただいてはいかがかと考えております。

先ほどございましたが、部会を設定いただいたわけでございますが、当面基本方針の検討に当たりましては、事業推進部会また評価基準部会、それぞれ両部会の目的からいたしまして、当初におきましては相互に相関連するということでございますので、総合的に御検討いただくことが適切かということで、当面は基本方針の検討の段階におかれましては、両部会を合同いたしまして、合同部会ということで御検討をお進めいただくことが適切ではないかというふうに考えているところでございます。

第1回の合同部会におきましては、基本方針を含めまして、PFI推進にかかります全般的な御意見の交換をまずしていただきまして、その上で第2回の合同部会におきまして、御意見の交換を踏まえまして、意見の中間的な整理をいただいております。

誠に早速ではございますが、第1回合同部会をできますれば、来週中、また第2回合同部会を再来週にもお開けいただければということでございます。

PFI法第4条第4項におきまして、内閣総理大臣は基本方針を定めようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の議を経なければならないというふうに規定しております。

一方におきまして各省庁との協議、一方におきまして委員会の議を経るという規定は、法律の規定としては比較的珍しい方の規定かと存じますが、この法律の規定に基づきまして、内閣総理大臣が検討いたします際には、この関係行政機関の協議と委員会への付議と、この双方が必要ということでございます。

これらの点を念頭におきました上で、私どもの案といたしましては、まず、この2回の部会の御意見の中間的な整理を踏まえまして、私ども事務方の方で、一方で各省庁の御意

見もまず内々伺いながら、基本方針の原案的なものを作成させていただくのがよろしいかと考えております。

これらのことをいたしました上で、11月になってかと存じますが、本PFI推進委員会、これを拡大ベース、つまり専門委員の方々にも御参加いただきましたベースでお開きいただきまして、両部会長からまず意見の中間整理について御報告をいただきます。加えまして、私ども事務方の方で、各省庁の御意見も内々伺いましたところに基づきました基本方針案と、これについて部会長の報告を踏まえまして御審議をいただくということかと存じます。

また、当然この際の御意見等々を踏まえまして、また私どもで各省庁と内々協議をさせていただきたいというふうに考えております。

その上で11月末か12月の始めぐらいには、この推進委員会におきまして基本方針案の付議をさせさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

これらの上で、また各省庁に正式な協議ということになるわけございまして、その上で内閣総理大臣がこれを決定し、法律第4条第5項によりまして、内閣総理大臣は基本方針を定めたときは遅滞なくこれを公表するとともに、関係各省庁に送付しなければならないということになっております。この公表は、官報告示というような形で公表ということになるかと考えておりますが、これらにつきまして、できますれば何とか年内にこの基本方針の正式な決定、公表ということが可能になるように、御審議を進めいただければというふうに考えているところでございます。

樋口委員長 ありがとうございます。

さて、今後の委員会における検討等につきまして、各委員から御発言をちょうだいしたいと思います。なお、本日はあらかじめお知らせしております時間もございまして、限られておりますので、恐縮でございますが委員の皆さんから御発言をいただきたいと思ます。まず、B委員から伺えますか。

B委員 PFIということでもまだ余りよくはわかってはいないんですけども、しばらく前のあるパーティーの席上で堺屋長官から、ちょっと話があるんだ、あなたの会社あたりでPFIをやらないかという話がありまして、それについては詳しく話をするよなんて言っているうちに、堺屋先生も忙しいもんですから、お目にかからないまま今までできてしまっているんですけども、このPFIというのは、うまく骨格を組んで、それで考え方をきっちりすれば非常に有効な手段ではないかと思うんです。

ただ、事業者インセンティブがどのくらい与えられるのか、それと公共性の問題との兼ね合いというものを、事業者のインセンティブを公共性を考えるあまりにせばめてしまうというふうなことになるますと、これは結局何も出てこないということになりかねないんで、基本方針及びその骨格、考え方、これを決める当委員会は非常に重要ではないかなという考え方を持っている。

私はあまりまだよくわかっておりませんので、勉強させていただいて、それでそれなり

に熱心にやりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

樋口委員長 どうぞよろしくお願いいたします。では、続きまして、C委員お願いいたします。

C委員 私、日本の社会資本整備を見ておりますと、公共投資については世上何かといろんなことを言われるわけでありましてけれども、昭和30年くらいから昭和60年くらい、高度成長期から安定成長期は、どこに何をどれだけ投資するかという意味では大変合理的に行われてきたのではないかとこのように思っております、これがなければ日本の発展はこれほどスムーズにはいかなかったのではないかとこのように思っております。

ただ、ここ15年の経過を見ますと、世上、理念がないだとか、ばらまきだとか言われますけれども、そういうふうな批判も出てくる余地があったのではなからうかと思っております。

一つには、これは皆さん御案内のとおりでありますけれども、特に80年代後半の急激な円高によりまして企業は海外展開をいたしました。特に地方で、大都市もそうでありまして、製造業が海外移転して雇用が減った。それから90年代に入りますと不況でやはり製造業を中心に雇用が減ったということでございまして、大都市ではある程度サービスの方が雇用が出てまいりまして、かなり吸収はしたんですけれども、御案内のように吸収し切ってはいませんけれども、しかし、地方圏の方ではそれもできなくて、結局公共事業によって雇用と所得を維持するというふうな状況になっているわけでありまして、そういう意味ではばらまきだとか何とか言われますけれども、それはそれで、それだけ社会的に役割を果たしてきたのではなからうかというふうに思っております。

ただ、そういうふうな状況で言えば21世紀の日本のためにどこにどういうふうな社会基本を整備すべきかというふうなあまり真っ当な議論ができにくい状況になっておりまして、今回このPFIということにきっかけにこういう委員会が組織されて、日本でもそういうことを考えてみようという環境ができてきたということは大変に有意義でなからうかというふうに思っております。細かい意見はまた部会等で話させていただきますけれども、一つだけ特に最初の委員長のごあいさつにございましたけれども、自治体の方で大分検討を進めておるといってお話ございました。

私も漏れ聞いておりますけれども、ただ自治体と申し上げましても、これも御案内のとおり規模とか環境とか状況も千差万別でございまして、自治体の意見を十分に吸収していただいて、基本方針等に生かしていただければというふうに思っております。簡単ですが以上です。

樋口委員長 どの辺の範囲ですか。全部聞いた方がいいでしょうか。

C委員 主なところでいいのではないのでしょうか。これも以前から財政に頼って経済運営を進めてらっしゃるところもありますし、最近、特にここ十数年、財政依存を急速に強めてきたというふうな自治体もございまして、今まで大変に健全に発展してきたんだけれども、ここ数年財政依存が強いと、公共投資依存が強いというところもございまして、主

なところをお聞きいただければいいんじゃないかと思うんです。

樋口委員長 そうですか。次にD委員お願いします。

D委員 私も経済企画庁の研究会から引き続きでございまして、PFI法、そもそも立法ができるのかというときから、若干付き合っただけだったので、立法ができて、その立法に基づいてこの委員会ができあがるということで、ある感慨を覚えておりますが、事業としてはこれからでございますので、それなりにこの委員会が十分な基本方針をしっかり固めなければいけないという感じはいたしております。

ただ、PFIという言葉が、日本語で言ってもPFIと言ってもいずれも同じで、非常にわかりにくい、今PFIと言いますと行政、あるいは地方自治体の方、それから民間の事業者の方はPFIとあって、ある程度の興味を抱いているし、どういうものかということについて知ろうとする感じが見られるわけですが、おそらく一般の国民、住民の方はほとんどPFIと聞いても何だかわからないという状態ではないかと思うんです。

ですから、今後、事業をPFIとしてやっていくという中で一体従来型とどこが違って、どういうメリットがあり得るのかということを知りやすく国民、住民に浸透させていくという作業が非常に重要になってくるのではないかという感じがいたしております。

それからもう一点、細かいことはまた部会で詰めるかと思いますが、先ほどC委員もおっしゃったんですが、自治体のPFIというのが実際かなり数が増えてくるのではないのかと思うんですが、この委員会との関係がなかなか微妙なんです。法律上、「国のPFI事業等」ということが一応委員会のやることになっております関係上、どこまで地方のことを言えるかという問題が若干ございますが、ただ、この一番始めのところの基本方針のところでは私思いますのは、自治体が何か進めるに当たって、例えば地方自治法の仕組みであるとか、要するに国が関わっているところの仕組み、例えば地方交付税をどうカウントするかという話であるとか、あるいは国からの補助金でPFIをやる場合はどういうことになるかとか、あるいは税制の問題。

そういうふうに、少なくとも国が関わるようなところはきちっとこの委員会で押さえておく必要があるのではないかという感じがいたしております。

樋口委員長 ありがとうございます。今のD委員の御発言に対して何かありませんか。地方と国との関わり合いの話で。

白須室長 今、御指摘ございましたが基本方針について、この法律の規定そのものから申しますと、第1次的には国あるいは国の関係の特殊法人等、これらに適用されるというのが第1でございまして、地方の方につきましては、ほとんどのものはダイレクトには適用はされないということでございます。しかし、これは当然でございますが、地方におかれましても、委員会の御意見を踏まえまして国の基本的な方針という点につきましては、これは一つの目安といたしまして、実際上ある意味のガイドライン的な性格として受け止められるところではないかというふうにも考えております。

なお、国の関わります事態ということ、これが一方におきまして税の問題でございます

とか補助金等々、これらについては基本はこの法律におきまして、公共でやった場合と同じというのが言わば基本線であるということになっているところでございますが、個々のものについてはまたそれぞれの予算の範囲内、あるいは国から出た補助金、これを地方公共団体がどのように使っていくかということの問題ということで、それぞれの扱いが、またそれぞれの事業によって異なってくるというふうに考えているところでございます。その点がどこまで基本方針というようなものに、これは一般的な形でございますので、反映されるのかという点はまたあろうかと存じますが、もう一方におきまして、この事業推進部会、評価基準部会ということで、今後将来にわたりまして御検討いただきます事業推進方策、また評価基準の通則そういうような点につきましては、これらの点についても、いろいろ調査審議をお願いするということが実際にもあるのではないかとこのように考えているところでございます。

竹島内政室長 要はこの基本方針というのは地方自治体も含めてお考えをいただかなければいかぬだろうと、これを受けて各省は実施方針というのを定めますが、これも国だけではなくてまさに地方自治体もつくっていくだろうと。具体的には今、D委員がおっしゃったように国がコントロールするのはどこまでインセンティブを与えるかと、個別なのか、融資なのか、いろいろ税制の問題がございますが、そういう形でもって関わりをどうしても持たざるを得ませんので、地方自治体のことも十分に念頭に置いていただいて御検討いただきたいというふうに思います。

ただ、1点大事なのは、どんどんインセンティブを与えるということではなくて、この法律、今、白須室長が申しましたように、公共事業として地方自治体が行っていること、例えば道路の場合は2分の1補助をしますとかいろいろございますけれども、それを上回ってはいかんという縛りがございます。上回っていいんだったらこれはPFIの必要がもともとないわけですから、もっと少なくて民間の活力を導入して同じような効果、同じお金を入れるならもっと大きな効果というのがこのPFIの眼目でございますので、そういうことではございますが、いずれにしても申し上げたいのは、地方自治体も十分に視野に入れてお考えいただきたいということでございます。

樋口委員長 どうも、竹島内閣内政審議室長ありがとうございました。よろしいですか。次にE委員、お願い申し上げます。

E委員 Eでございます。今後ともよろしくお願いいたします。

もう、既にちょっと触れられましたんですが、私の方から2つ最初に考えていることがございまして、一つは、今、竹島室長のお話にもありましたように、現実に事業が進むときに地方公共団体なりがなさろうとして、既にいろんな案件もお考えだと思んですが、そうすると一体どうやっておるかとか、これはそもそもPFIなのかどうかというようなことも含めまして、まだ正直言ってよくわかりにくいところが現状だと思います。

そうしてみますと、まず基本方針がありまして、それに基づきまして実施方針が決まると、それに伴って具体的な事業が立ち上がってくるということになりますと、これから約

一箇月強ぐらいになりますか、基本方針を定めるというのは、このPFIの骨格中の骨格を決めてしまうということになるかと思えます。時間がちょっと短くて大変だなと思うんですが、なおかつ具体的な事例が目の前にないのに決めていかなければいかんと、こういうことで、私どもも一生懸命勉強して、後々広がりを持つようなものにしていきたいなということでございます。

それと関わってもう一つでございますが、先般の経企庁での会合でも樋口委員長さんの方から最初にお話ございましたんですが、非常にわかりにくいと、今回の法律は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律」と非常に長くて、聞いていてよくわからないというところがございます。

更に第三セクターとどう違うのかとか、民活とどう違うのかと、非常に一般的にはわかりにくいんだらうと思えますね。だから、そのところはなるべく簡単明瞭になるような形で表現をしなければいけないのではないらうかと。そういうことによって御理解もいただける。

そうしないと、考えてみますと今、主要なテーマであります行政改革でございますとか、あるいは透明性の確保でございますとか、あるいは規制緩和と、ほとんどこういう主要なテーマに関わってくることになるかと思うのです。そのときにやはりどう位置付けてPFIというのは進んでいくのかというのが非常にわかりにくいと、そういう意味で簡単明瞭な格好で表現をしましょうということを提起したいと思えます。

樋口委員長 ありがとうございます。続きましてA委員、お願いします。

A委員 基本方針を決めるのが非常に大事だと思っております、私自身はPFIがそんなに難しいとは思わないんです。ただ契約社会でなかったというところにそういうものが入るといふ多少の違和感があるだけであって、それを除きまして、そんなに難しくないかなという気がして、特に世界的な規模で行われています非常に大きな案件になりますと、これはリスクが大きいですし非常に難しいんですが、今すぐにそういうふうに通くといふいろんな人の話で感触を受けておりませんで、プロジェクト・ファイナンスを使わなくてもいいような案件から始まるのかなという意味では、基本方針を決めることをきちっとやればそれなりに動くんだらうと思えます。

それから、少し話をした範囲では、少なくとも地方自治体の勉強をしておられる方はかなりPFIをきちっと理解しておられるような印象を持っています。内容がどうなるかは別として概念とか何かはですね。ですから、ここで決めれば動くのではないかというふうに思います。以上です。

樋口委員長 ありがとうございます。F委員お願いいたします。

F委員 私は全くの専門外というところなんですけれども、経企庁の研究会から参加をさせていただいてますので、納税者としてだれか一人は入らないといけないのではないかと思います。

言葉としては確かに概念もわかってきているんですが、ちょっと大変気になっていること

があります。これは消費者団体の中で出されている業界紙なんですけれども、この中にPFIの話が出てきます。各地に消費生活センターというのが400箇所くらいあって、消費者の苦情とか相談の業務をやっているというところなんです。もともとは経済企画庁の統括ということになるんですけれども、ここが今、各地方自治体は財政が厳しいものですから、消費生活センターの統廃合ですとかそういうことはもうここ数年ずっとあったんですけれども、今年に入ってこの見出しの中にPFIの話が立ててありまして、PFIを活用して事業を展開すると。その書きぶりが、もう行政の中から切り離すというふうな形で書かれていて、非常に各地の消費者団体が危機感を持っているというふうな書きぶりになっています。

私としてはここで2つあるかと思うんですが、一つはいろんな事業者のインセンティブというお話があって、もちろんその事業者のインセンティブは大事ですけれども、一体その公は何をするのかと、公の今やっていることというのはやはり公正性と効率性と両方あるかと思うんですけれども、公正性のところを考えたときに、地方財政が厳しいからともかく民間でやっていただけるようなものは発案があればどんどんということではなくて、何かやはりきちんとした、それが基本方針だろうというふうに思うのですけれども、公は一体何をするのか、もちろん事業を民間資金を活用してやるとしても、ではどこまできちんと行政でみなければいけないのかというようなことも含めて、その公正性と効率性ということを基本方針で検討していただきたいということが一つです。

それから、二つ目なんですけど、先ほどから非常に一般の国民にとってはわかりにくい言葉であろうとか、みんなになじみがないというのはやはりそのとおりなんです。だけれども、こういう形でいろんな地方自治体がやっていけば、いろんな地方自治体の場面で話が出てきて、こんな形で取り上げられていくと折角やろうとしていたことが少し曲解されるというんでしょうか、何かそういうことも私としては気になっております。これから国民の中に下ろしていくというんでしょうが、みんなの中に広げていくときにできるだけ透明性、一応今回は選定だけではなくてその評価のための部会も設けられますけれども、私はその評価は選定と並んで大きいというふうに思っております。その部会が設けられたのはとてもよかったというふうに考えておりますし、その評価としての透明性を上げていくということを是非基本方針の中に盛り込んでいただきたいというふうに思います。以上の2点です。

樋口委員長 ありがとうございます。続きましてG委員をお願いします。

G委員 2年間ほどこのPFIという言葉に付き合わせていただきました。地方自治体のやっておられる幾つかのモデル事業を拝見させていただきまして、なかなか難しいものだという気はいたしました。

A先生がおっしゃったように契約というのも一つはあるんですけれども、官と民との業務分担を見直してみまじょうと。ひとつ言いますなら再三出ておりますけれども、官としての責任を果すということがどういうことなのかということと、民間のインセンティブを

生かすということがどういうことなんだろうかと。前例がないところでいろいろと契約をやってみますと、どうも感じとしては文言だけではなくて、契約を支えるというのはやはりみんなが契約を守ろうという意識がないとだめなものですから、そういう意味では結構これは先に向かって長い話になるんでしょうねという感じはいたします。

もう一つは、私が申し上げるのもなんなんですけども、いろんな仕組みとPFIの仕組みが本当に合うんだろうかと、この間、A先生に申し上げたことがあったんですけども、入札のところで本当にうまくいくんだろうかと、公共工事の契約が性能発注とアウトプット・スペシフィケーションとこれにうまく合うんだろうか、いろいろきつと確かめないとだめなことがあると思うんです。

そうしますと片方でその基本方針をとにかく出して、とにかく年内に決めて、それで国全体が動くようにという非常に大きな要請とともに、個々具体的な局面を見ますと、おそらく前例のないところで課題を何か出して解決というのは私は無理だと思っているんです。

ということは、相当末永く普通の市民の方々と言ったらいいんでしょうか、会社の方いろんな方があると思うんですけども意見をちょうだいして、どこに課題があるのか、フォローアップができればと、そういう体制が組めればというふうに考えおります。以上です。

樋口委員長 ありがとうございます。H委員お願いいたします。

H委員 皆さんが発言されて、もうしゃべるべきことはほとんどないところなんですけど、少しだけお話しさせていただきます。

日本というのは社会資本の整備の手法というのはものすごく多様なものを持っていると思うんです。それは公といいますか、官が直接やるものから特殊法人、それから三セクといういろんな形を持っていて、そういう意味では、これまでも行政の方非常に苦勞されて、そういう手法を編み出してきたわけですが、ここでPFIのことを、そこに対してどういうふうにとらえるかということ、私は経済の人間ですので、マーケットと言いますか、市場の原理を社会資本整備に導入するという、そのところが一番大きいインパクトになると思っています。

社会資本というのは、もともと経済学の言葉で言うと、市場が失敗して、だから公がやるんだという分野でありますから、市場の失敗を何かマーケットに転換させる新しい制度設計になるわけです。そのときに、もともと市場が失敗しているときに新しい制度をつくるわけですから、かなりいろんな無理と言いますか、問題点が出てくると思うんです。

今、G委員もおっしゃっていましたが、いろんな難しい点が出てくる。それを長い目で見なければいけないんですが、一方ではある程度スピードが問われている。我々の経済社会が、財政改革であり、あるいは景気の浮揚であり、いろんな点でこのPFIに期待するところが大きいわけですから、私は基本方針を年内にというお話のスピード、それはそれでいいと思うんですが、それをリボルビングで見直していくと言いますか、よりよい方向にしていくと、そういう方針はいつも持っていなきゃいけないなと思っています。

す。

日本の場合には、さっきの三セクの問題とか、特殊法人の問題とか、いろんなところで経験があるわけですから、ある意味ではその経験を生かしますし、その中に契約の問題とか、リスクの管理の問題とか、新しい要素をうまく組み込んでいければいい。時間は掛かるかもしれないですけども、リボルビングしながらいけばいいのかなと思います。以上です。

樋口委員長 専門委員の先生方の御意見を本来ならちょうだいしたいと思うんですが、時間の関係で、申し訳ありません。それでも特にお話がある方はお話しただければありがたいんですが、いかがでしょうか。大変失礼なんですけど、それぞれの部会その他でまたお話をちょうだいしたいと思っております。

先般、イギリスを訪問しましたが、日本の金融機関がPFIの関係で非常に活躍しております。カーディフという市では、100億円を超える案件のアドバイザーとファイナンスを行っている。

さらに南アでかなりやっているということで、南アにも行ってまいりました。英国の場合は、大蔵省が最終的に調整をしておりました。そういう面で割合うまくいっているんじゃないかなという感じを受けてまいりましたが、そういうのが私の感じてございます。

皆様方の御意見を踏まえながら、また、専門委員の先生方には私から個々にお伺いいたしまして、先ほど御説明がありましたような段取りで検討を進めてまいりたいと思います。委員の先生方からお話がありましたように、非常に限られた日数の中での検討になりますが、委員、専門委員の皆様の協力を得まして、十分な検討をいたしたいと思っております。

また、両部会長にはよろしくこの点お願い申し上げておきたいと思っております。

繰り返し、専門委員の先生方に御発言をお願いできなかったことをお許しいただきたいと思っております。

この後、私と西野委員長代理と山内部会長が出席いたしまして、記者会見を行いたいと思っております。対応につきましては、お任せいただいております。

次回につきましては、事務方で伺っている御都合等を勘案の上、別途御案内を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日は以上で会議を終了させていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

以上